

平成31年度  
宇都宮市新産業創出支援事業補助金  
募集要領

平成31年4月

宇都宮市

(産業政策課)

## 目次

	ページ
はじめに	2
第 1 補助金の目的	3
第 2 補助対象事業	3
第 3 補助対象経費及び補助率等	3
第 4 事業期間	5
第 5 補助対象者	5
第 6 指定の申請	5
第 7 審査	6
第 8 交付の申請, 決定	7
第 9 中間確認	7
第 10 実績報告	8
第 11 補助金の確定	8
第 12 交付請求, 支払い	8
第 13 その他の注意事項	8
申し込み, 問い合わせ先	8

### はじめに

平成 31 年度宇都宮市新産業創出支援事業補助金募集要領（以下、「募集要領」という。）は、宇都宮市新産業創出支援事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づき、平成 31 年度予算により実施する宇都宮市新産業創出支援事業補助金への応募・申請を行う際の要点や、事業実施に関する注意点等をまとめたものです。

補助金の申請にあたっては、この募集要領のほか、交付要綱や宇都宮市補助金等交付規則など関係法令を順守していただきますようお願いいたします。

不明点等は宇都宮市産業政策課地域産業振興グループまでお問い合わせください。

## 第1 補助金の目的

宇都宮市新産業創出支援事業補助金（以下「本補助金」という。）は、新産業分野のうち次世代モビリティ分野（注1）、環境・エネルギー分野、医療・健康福祉分野又は農業分野における中小企業者等の革新的な技術・アイデアを新商品等として実現する際の「研究開発に要する経費」の一部を補助することにより、イノベーションを促進し、もって本市における新たな産業の創出を図ることを目的とするものです。

（注1）自動車・航空宇宙・ロボット・情報通信及びL R Tなど、人々の移動性を高めるための技術を創造する産業分野。

## 第2 補助対象事業

補助対象となる事業は、中小企業者が行う新技術または新商品の研究開発の初期検証段階（以下、「フェーズⅠ」という。）または市場投入段階（以下、「フェーズⅡ」という。）に係るもので、次の全てに該当するものとします。

- (1) 次世代モビリティ分野、環境・エネルギー分野、医療・健康福祉分野又は農業分野において、新商品等を開発し、市場に投入するために必要な調査、試験、試作等の研究開発に係る事業

ただし宇都宮市リーディング企業（注2）においては産業分野を限定しない

- (2) 研究開発に要する期間が交付決定日から初期検証段階（フェーズⅠ）は2年以内、市場投入段階（フェーズⅡ）は1年以内に終了し、且つ、その開発の成果が新商品等として市場に投入されることが期待できる事業
- (3) 補助事業の実施に際して、事業の主たる部分を第三者に委託（外注）するものでない事業
- (4) 単に既存の商品の品質向上、能率向上のための研究活動ではない事業
- (5) 公序良俗に反しない事業

（注2）宇都宮市リーディング企業支援事業に基づいて認定を受けた、企業間の取引などを通じて本市経済の好循環創出に貢献することが期待される企業

## 第3 補助対象経費及び補助率等

### 1 補助対象経費（○は対象、×は対象外を表します。）

区分	対象経費の種類	初期検証段階 (フェーズⅠ)	市場投入段階 (フェーズⅡ)
設備費	機械装置・工具器具の購入、製造、改良、据付、借用等に要する経費（汎用性の高いもの（注3）や量産が目的のものは除く。）	○	○
原材料費	材料の購入に要する経費（鋼材、機械部品、電気部品、化学薬品、試験用部品等。量産に使用するものは除く。）	○	○
外注費	製造、改良、加工、試験分析、設計、実験、デザイン、技術コンサルタント、システム開発に要する経費（委	○	○

	託先の設備費は除く。）		
共同研究費	大学等・公設試験研究機関との共同研究契約（委託研究契約，奨励寄付等を含む）に基づく研究費	○	○
開発費 （ソフトウェア 開発に限る） （注4）	研究開発に直接従事する者の直接作業時間に対し支払われる経費（いわゆる人件費。） ※ 医療・健康福祉分野，農業分野において，ICT を活用した生産性向上，省力化を図る場合に限る。	○	○
産業財産権関係費	特許等を他の事業者から譲渡または実施承諾を受ける場合の経費	○	○
フィジビリティスタディ調査費	開発した製品・技術の市場性や，採算性，実現可能性についての委託外注調査に要する経費	○	×
認証等取得費	企業または製品の認証・規格への適合等に要する経費	○	○
販路開拓費	展示会出展等，開発した製品等の販路開拓に要する経費	×	○

(※) 消費税，並びに振込手数料等の経費は補助対象外とします。その他，補助事業の目的に沿わない経費は補助対象外とみなす場合があります。

(注3) 汎用性の高いものについては以下を想定します。

事務用パソコン，プリンタ，文書作成ソフトウェア，スマートフォン及びデジタル複合機など

(注4) 開発費については以下の計算式により算出します。

$$\text{開発費} = \text{直接作業時間} \times \text{時間給額}$$

直接作業時間は1,250時間を限度とし，直接作業時間が1,250時間を超える者は1,250時間とする。

時間給額は2,500円を限度とし，時間給額が2,500円を超える者は2,500円とする。

開発費の時間給額は，以下の式により算出するものとする。ただし，給与形態が年俸制の場合は，年俸金額を年間所定労働時間で除した値とする。

$$\text{時間給額} = (\text{年間基本給} + \text{年間諸手当}) \div \text{年間所定労働時間}$$

ここでいう，諸手当とは，家族手当，住宅手当，法定福利費（事業者負担分のみ），管理職手当（技能職に対する手当含む）及び賞与とし，時間外手当は除く。

（開発費に係る補助対象経費は全体の補助対象経費の総額の40%以内とし，80万円を上限とする。）

## 2 補助率，補助金の上限額

補助金の額は，助対象経費の総額の2分の1以内とし初期検証段階（フェーズⅠ），市場投入段階（フェーズⅡ）につき，それぞれ200万円を上限とします。なお，補助金額の算出にあたり1,000円未満の端数は切り捨てとします。

## 第4 事業期間

---

事業期間は、下記第8の交付決定日から、令和2年3月31日までとし、事業期間内に、本補助金に係る事業を全て実施し完了していただきます。

また、上記第3の補助対象経費には事業期間内に契約・発注から納品・支払までの一連の経理処理を完了した経費のみが補助対象となり、事業期間外に契約・発注や納品・支払を行った経費は補助対象外となりますので、十分ご注意ください。

### 《参考》

事業はフェーズⅠからフェーズⅡにかけて最大2ヶ年度にわたり、本補助金を活用することが可能です（1年目：フェーズⅠ，2年目：フェーズⅡ）。ただし、2年目の事業実施にあたっては、改めて募集要領に従って申請し、審査・決定を受けることが必要です。

なお、審査に際しては、前年度の活動で十分な成果が得られるとともに、それらに基づく適切な評価がなされた上で、次年度の目標や課題の明確性、継続して事業活動を行うことによる効果について審査を行います。審査の結果、継続が不適切と判断され、不採択となる場合もあります。

## 第5 補助対象者

---

本補助金の交付を受けることができる対象者は、次の全てに該当する方とします。

- (1) 宇都宮市内に本社または主たる事業所を有する中小企業者等
- (2) 大企業者が実質的な経営に参画していない者であって、参画予定もない者  
ただし宇都宮市リーディング企業はこの限りではない
- (3) 宇都宮市内で引き続き1年以上事業を営むこと
- (4) 補助事業に対して、重複して他の機関から同様の助成を受けていない者であってその予定もない者
- (5) 市税を滞納していない者
- (6) 宇都宮市暴力団排除条例第2条の規定に該当しない者

## 第6 指定の申請

---

本補助金の交付を申請するにあたっては、あらかじめ、本補助金による補助対象者として指定を受けなければなりません。指定を受けるには、宇都宮市産業政策課に事前に相談のうえ、交付要綱に定めのある様式（下表参照）に添付資料を添えて期間内に提出してください。

なお、交付指定申請は1事業者につき1件までとさせていただきます。

## 1 提出書類

提出書類	様式	部数
<input type="checkbox"/> 交付指定申請書	様式第1号	1部
<input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書（注5）		1部
<input type="checkbox"/> 会社案内若しくはそれに類するもの		5部
<input type="checkbox"/> 事業計画書（参考様式1） 又は自社で作成した研究開発等計画書	参考様式1 など	5部
<input type="checkbox"/> 法令順守宣誓書	様式第2号	1部
<input type="checkbox"/> 宇都宮市リーディング企業の場合、認定通知書の写し		1部

（注5）発行後3ヶ月以内のもの。

## 2 注意事項

- (1) 事業実施期間は単年度であることから、応募書類に記載する金額は、平成31年度中に支出される経費をベースに記載してください。
- (2) 提出書類は、適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすく記入してください。なお、必要に応じて追加資料を提出していただくことがあります。
- (3) 提出書類等は、審査や補助金の交付事務に使用します。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご注意ください。

## 3 募集期間

平成31年4月24日（水）から令和元年6月3日（月）

※受付は、土曜日、日曜日、祝休日を除く8時30分から17時まで

## 第7 審査

### 1 審査の方法

提出された交付指定申請書については、宇都宮市新産業創出支援事業補助金審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において審査を行います。

### 2 審査委員会

審査委員会では、申請者よりプレゼンテーション（10分程度）行っていただき、審査委員からの質疑応答（10分程度）に対応していただきますので、別途パワーポイント等の発表資料の準備をお願いいたします。

なお、審査委員会は令和元年6月10日（月）の開催を予定していますが、時間帯等詳しくは決定次第お知らせしますので、申請者の皆様はスケジュールの確保をお願いいたします。

### 3 評価項目・加点項目

5つの評価項目（各20点の合計100点）と加点項目（5点）により採点（105点満点）します。

#### (1) 評価項目

以下の内容を中心に評価を行いますので、交付指定申請書の添付資料等の作成にあたっては必ずこれらの点を踏まえた記載をお願いいたします。

- ① 新規性・独創性
- ② 優位性・将来性
- ③ 社会性
- ④ 市場性
- ⑤ 実現可能性（収益性）

#### (2) 加点項目

宇都宮市リーディング企業の認定を受けていること

### 4 指定の決定

審査委員会における審査を経て、補助対象者としての指定または不指定の決定を行い、交付要綱に定めのある様式（様式第3号）により通知を行います。

なお、指定の決定を行った後でも、申請者が次のいずれかに該当する場合は指定を取り消すことがあります。

- (1) 交付要綱ほか関係法令に違反する事実が判明したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき
- (3) その他市長が不適切であると認めたとき

## 第8 交付の申請、決定

---

### 1 交付の申請

本補助金の交付の申請について、上記第4の指定の決定を受けた後、市の指定する期日までに、交付要綱に定めのある様式（様式第4号）を市に提出してください。

### 2 交付の決定

市において交付申請書を受理したのち、適正であると認められるときは、補助金の交付の決定を行い、交付要綱に定めのある様式（様式第5号）により通知を行います。

なお、上記第4にもあるとおり、補助対象経費は事業期間内に契約・発注から納品・支払までの一連の経理処理を完了した経費のみとなり、事業期間外に行った契約や経費支出などは補助対象外となりますので、十分ご注意ください。

## 第9 中間確認

---

事業期間中に補助対象事業の進捗状況を確認するため、書面による報告及び市の担当者の訪問による確認等を実施させていただくことがありますので、市より要求があった場合にはご協力をお願いいたします。

## 第10 実績報告

---

補助対象事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和2年3月31日のいずれか早い日までに、速やかに交付要綱に定めのある様式（様式第6号）を市に提出してください。

なお、実績報告にあたっては、補助金を活用することにより、研究開発を行う上でどのような成果があったのか、研究開発を行った結果、商品化や市場化がどのように進捗したのかといった点について、適宜数値や図表などを用いてわかりやすく作成してください。

また、補助対象事業の完了にあたり、様式による実績報告とは別に、令和2年4月ごろに補助対象事業の実績についてプレゼンテーションを開催させていただき予定であり、その後フォローアップとして3年間、事業の報告をしていただきますので、ご協力をお願いいたします。

## 第11 補助金の確定

---

上記第10による実績報告に基づき、産業政策課において事業実績の審査を行い、適当と認められる場合には補助金の額を確定し、交付要綱に定めのある様式（様式第7号）により通知を行います。この際、補助金交付決定時の経費計画と実績に基づく経費の間で差異があった場合には、実績ベースの経費に基づいて補助金の額を算出のうえ確定します。

## 第12 交付請求、支払い

---

補助事業者は、補助金の確定の通知に基づき、速やかに交付要綱に定めのある様式（様式第8号）を市に提出してください。市では、請求書の受理後、補助金の支払い手続きを行います。

## 第13 その他の注意事項

---

- (1) 交付決定を受けた後、内容を変更しようとする場合、若しくは補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に市の承認を得なければなりません。
- (2) 補助対象事業が完了した日から3年を経過する期間、補助事業により取得した財産を交付の目的に反して使用、処分等を行うことはできません。
- (3) 補助対象事業が完了した日から3年を経過する期間、補助事業の商品化の状況や、当該商品に係る売り上げの状況、並びに雇用の創出状況等について、市より要求があった場合、速やかな報告にご協力をお願いいたします。

## 申し込み、問い合わせ先

---

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市経済部産業政策課地域産業振興グループ（担当：福田）

電話 028-632-2443

ファクス 028-632-2447

メール [u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp)



《参考》

### 補助金申請から支払いまでのフロー

